明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表第二　女子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00007	41歳	0.00031	67歳	0.00354	93歳	0.08051
16歳	0.00008	42歳	0.00038	68歳	0.00391	94歳	0.08955
17歳	0.00009	43歳	0.00043	69歳	0.00435	95歳	0.09798
18歳	0.00012	44歳	0.00046	70歳	0.00486	96歳	0.10774
19歳	0.00014	45歳	0.00047	71歳	0.00545	97歳	0.11814
20歳	0.00015	46歳	0.00051	72歳	0.00614	98歳	0.12921
21歳	0.00015	47歳	0.00059	73歳	0.00688	99歳	0.14093
22歳	0.00014	48歳	0.00072	74歳	0.00769	100歳	0.15334
23歳	0.00011	49歳	0.00089	75歳	0.00859	101歳	0.16644
24歳	0.00009	50歳	0.00111	76歳	0.00960	102歳	0.18021
25歳	0.00011	51歳	0.00132	77歳	0.01075	103歳	0.19466
26歳	0.00017	52歳	0.00146	78歳	0.01213	104歳	0.20976
27歳	0.00023	53歳	0.00149	79歳	0.01380	105歳	0.22548
28歳	0.00027	54歳	0.00143	80歳	0.01582	106歳	0.24178
29歳	0.00028	55歳	0.00142	81歳	0.01819	107歳	0.25860
30歳	0.00023	56歳	0.00147	82歳	0.02099	108歳	0.27588
31歳	0.00020	57歳	0.00159	83歳	0.02408	109歳	0.29354
32歳	0.00021	58歳	0.00172	84歳	0.02742	110歳	0.31147
33歳	0.00023	59歳	0.00181	85歳	0.03110	111歳	0.32957
34歳	0.00024	60歳	0.00194	86歳	0.03531	112歳	0.34771
35歳	0.00022	61歳	0.00210	87歳	0.04014	113歳	0.36576
36歳	0.00020	62歳	0.00229	88歳	0.04563	114歳	0.38357
37歳	0.00021	63歳	0.00249	89歳	0.05149	115歳以上	1.00000
38歳	0.00023	64歳	0.00269	90歳	0.05767		
39歳	0.00025	65歳	0.00293	91歳	0.06442		
40歳	0.00027	66歳	0.00322	92歳	0.07206		

○厚生労働省告示第百三十号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

第一項中「第五号の五」を「第五号の六」に、「第九号の四」を「第九号の五」に、「第四号の四」を「第四号の五」に、「第十号の五」を「第十号の六」に改める。

第一項第一号中「一月」を削る。

第一項第四号の四中「連合会が解散した日まで」を「平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「それぞれ」の下に「平成二十二年厚生労働省告示第十三号（中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額の一部を改正する件）による改正前の」を加え、「平成十六年九月厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成十六年告示」という。」を「平成十六年厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成二十二年改正前平成十六年告示」という。」に、「第五号の四、第五号の五イ、第九号の四、第十号の四及び第十号の五イ」を「次号、第五号の四、第五号の五イ、第九号の四、第九号の五、第十号の四、第十号の五イ及び第十号の六イ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の五　平成二十二年四月一日から連合会が解散した日までの間に法第百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（以下「平成十六年告示」という。）第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第一項第五号の四中「平成十六年告示」を「平成二十二年改正前平成十六年告示」に改める。

第一項第五号の五中「基金が解散した日まで」を「平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同号イ中「平成十六年告示」を「平成二十二年改正前平成十六年告示」に改め、同号ロ中「六月」を削り、「第十号の五ロ」を「次号ロ、第十号の五ロ及び第十号の六ロ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の六　平成二十二年四月一日から基金が解散した日までの間に法第百六十五条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ　令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合　法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

ロ　令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合　法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十七年告示の規定により計算した額

第一項第六号の二中「六月」を削る。

第一項第九号の四中「基金が解散した日まで」を「平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「平成十六年告示」を「平成二十二年改正前平成十六年告示」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の五　平成二十二年四月一日から基金が解散した日までの間に法第百六十条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を移転した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額を交付した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第一項第十号の四中「平成十六年告示」を「平成二十二年改正前平成十六年告示」に改める。

第一項第十号の五中「連合会が解散した日まで」を「平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同号イ中「平成十六年告示」を「平成二十二年改正前平成十六年告示」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の六　平成二十二年四月一日から連合会が解散した日までの間に法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額